道路整備特別措置法施行規則及び地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令案 参照条文 目次

○地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)	○地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)(抄)	○地方道路公社法施行規則(昭和四十五年建設省	○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)	改正する法律(令和五年法律第四十三号)による改正後の条文)	○道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)(抄)	○道路整備特別措置法施行規則(昭和三十一年建	
(抄)		昭和四十五年建設省令第二十一号)(抄)			ラ) (抄) (道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を	昭和三十一年建設省令第十八号) (抄)	
8	7	7	6	3	同速道路保有・債務返済機構法の一部を		

特別措置 .法施行規則及び地方道路公社法施行規 削 0 部を改正する省令案 参 別照条文

○道路整備特別措置法施行規則 (昭 「和三十一年建設省令第十八号) 抄

第十五条

- 会社等又は有料道路管理者は、工事が完了した場合においては、遅滞なく、法第二十七条第一項に規定する工事の検査を申請しなければなら十五条 法第二十七条第一項に規定する工事の検査は、当該道路の構造及び施工方法について受けなければならない。
- 3
- 法第三条第一項の許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は法第十二条第一項の許可を受けた指定都市高速道路の新設若法第二十七条第二項の規定による検査は、次に掲げる工事の施工方法及び当該道路の構造について行うことができる。 しくは改築に関する工事
- 築に関する工事のうち、その施工に高度の技術を要するものその他都道府県若しくは指定市である道路管理者の行う工事又は地方道路公社の法第十条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事又は法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の新設若しくは改 発局長が、その他の道路に係るものにあつては都道府県知事が特に必要があると認めるもの 行う工事のうち一般国道、都道府県道若しくは指定市の市道(指定都市高速道路を除く。)に係るものにあつては地方整備局長又は北海道開

|票の様式)

法第四十四条第三項において準用する道路法第六十六条第七項の規定による証票の様式は、 別記様式とする。

(権限の委任)

第十七条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 法第十条第一項又は第四項の規定により許可し、 同条第五項の規定による届出を受理し、及び同条第六項又は第七項の規定により 通知する
- 法第十五条第一項又は第四項の規定により許可し、同条第五項の規定による届出を受理し、法第十一条第一項又は第四項の規定により許可し、同条第五項の規定による届出を受理し、 及び同条第六項の規定により通知すること。 及び同条第六項の規定により通知すること。
- 法第十八条第二項又は第三項の規定による届出を受理し、 及び同条第四項の規定により通知すること。
- 法第二十条第一項の規定により資金の貸付けを行うこと(指定都市高速道路に係るものを除く。 法第十九条第二項又は第三項の規定による届出を受理すること。
- 七六五四三 法第二十一条第一項の規定により許可し、及び同条第五項の規定により通知すること (地方道路公社が行う一 般国道、 都道府県道又は市
- (指定都市高速道路を除く。)の新設又は改築に係るものに限る。)。

九八 法第二十一条第四項の規定による届出を受理すること。

通行方法に係るものに限る。)。 法第二十四条第三項の規定により認可すること(地方道路公社 (指定都市 高速道路を管理する場合を除く。 又は有料道路管理者が定める

ち一般国道、 都道府県道若しくは指定市の市道(指定都市高速道路を除く。)に係るものに限る。)。

法第二十七条第六項の規定による報告を徴収すること。

金額及び分担の方法を定めること。 法第三十八条第一項の規定により他の道路の道路管理者 (高速自動車 国道の道路管理者である場合を除く。)として協議して分担すべき

路公社(指定都市高速道路を管理する場合を除く。 方道路公社である場合に限る。)。 法第三十八条第二項の規定により裁定をし、 >。以下この号において同じ。)である場合及び他の道路の道路管理者が地方公共団体又は地同条第三項において準用する法第九条第三項の規定により意見を聴くこと(会社等が地方道

十四四 府県道又は市町村道(指定都市高速道路を除く。)に係るものに限る。)。 法第四十六条第一項の規定により必要な処分を命じ、 法第四十八条第一項の規定により必要な勧告、 助言又は援助をすること(地方道路公社の管理す 又は必要な措置をとることを命ずること (地方道路公社の管理する一般 る 一 般国道、 都道府県道又は市 国 町 道 村

指定都市高速道路を除く。)に係るものに限る。) 0

法第五十条第五項の規定により許可すること。

様式 第十五 条関係)

第

号

分 証 明 書

身

所属

整備 特別措置法 (抜粋)

第四 2 は、 用しようとするときは、 した場合において、 なければならない。 材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。 は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において 一十四条 会社は、 他人の土地に立ち入り、 りでない。 会社は、 前項の規定により他人の土地に立ち入り、 ただし、天災、事変その他の非常事態が発生 高速道路に関する調査、 十五日以内の期間 あらかじめ、 又は特別の用途のない他人の土地を 国土交通大臣の許可を受け 一時 使用をするときは、 測量若しくは工 又は一 時 使

道

都

(表) ることを証する。 路に関する調査等のため他人の土地に立ち入ることができる者であ 右 は 有効期間 交付年月日 道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定により高速道 氏名 職 名 会社名及び責任者の氏名 印 (裏) 5 4 3 2

3 第六十九条中「道路管理者」とあるのは「会社」と、 六項中「第一項」とあり、 時使用により」と読み替えるものとする。 道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は 中「第六十六条又は前条の規定による処分に因り」とあるのは 」とあるのは いて同法第六十六条第二項中「前項」とあり、同条第五項及び第 十九条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合にお 道路法第六十六条第二項から第七項まで、 「道路整備特別措置法第四十四条第一項」と、同法 並びに同法第六十七条中「前条第一項 第六十七条及び第六 同条第一項

道路法 第六十六条 (抜粋)

は、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければなら は、この限りでない。 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合にお 但し、 あらかじめ通知することが困難である場合において

土地の占有者に告げなければならない。 入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち

日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除 前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

は、 身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合において 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その これを呈示しなければならない。

○道路整備特別措置法 正する法律 (令和五年法律第四十三号)による改正後の条文) (昭和三十一年法律第七号) (道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構法の一 部を改

(地方道路公社の行う一 般国道等の新設又は改 築

地方道路公社は、 般国道 (その新設又は改築が当該一 般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。

方法の定めにかかわらず、 項の規定に基づき成立した協議 若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一 道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。)について、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項府県道又は市町村道(これらの道路のうち、第十二条第一項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該 国土交通大臣の許可を受けて、 交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)による管理の

- 書を国土交通大臣に提出しなければならない。 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、 設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、 次に掲げる事項を記載した申請
- 路線名及び工事の区間
- 工事方法及び工事予算
- 工事の着手及び完成の予定年月日
- 収支予算の明細

五四三 料 金

料金の徴収期間

3

地方道路公社は、 第一項の許可を受けた後、 第一 項 第 号、 第二号、 第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、 国土交通大

- 5 ばならない。 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、臣の許可を受けなければならない。 第二項第三号又は 第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、 国土交通大臣に届 け出 「なけれ
- 6 土交通大臣である道路管理者を除く。 国土交通大臣は、第一 項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前)に通知しなけ ればならな 項の 規定による届出があつたときは、 その旨を当該道路の 道 路 管 理者 (国
- 7

(地方道路公社の行う料金の徴収の特例

- る場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。第十一条(地方道路公社は、前条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けた二以上の道路につき、 次に掲げる要件に適合す
- れること。 当該二以上の道路が、 通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、 交通上密接な関連を有すると認め
- 2 大臣に提出しなければならない。 地方道路公社は、 2方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を引当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。 次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通

一 収支予算の明細

二料金

三 料金の徴収期間

- 国土交通大臣は、 前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限 り、 第 項 の許可をすることができる。
- 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。
- 掲げる事項について前条第四項の許可を受けたものと、第一項の許可に係る第二項第一号に掲げる事項について同条第五項の規定による届出が あつたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。 方道路公社が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る二以上の道路のそれぞれについて、 当該許可に係る第二項第二号又は第三号に
- ければならない。 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、 第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、 国土交通大臣の許可を受けな
- げる事項について前条第四項の許可を受けたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。 地方道路公社が前項の許可を受けたときは、当該許可に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該許可に係る第1 地方道路公社が前項の許可を受けたときは、 当該許可に係る第二項第二号又は第三号に掲
- 8 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、 地方道路公社が前項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該届出に係る第二項 国土交通大臣に届け出なけれ 第一号に掲げ
- 国土交通大臣は、第一項若しくは第五項の許可をしたとき、又は第七項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道唆る事項について前条第五項の規定による届出があつたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。 [土交通大臣である道路管理者を除く。) に通知しなければならない。 その旨を当該道路の道路管理者

、指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

て料金を徴収しようとするときは、 を徴収しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、善地方道路公社は、前条第一項の許可(同条第六項の許可を含む。以下同じ。)を受けて新設し、又は改築した指定都市京 又は改築した指定都市高速道路につい 同様とする。

2 · 3 (略

(他人の土地の立入り、一時使用等)

- 第四十四条 会社は、高速道路に関する調査、 に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。 測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、 他人の土
- 2 会社は、前項の規定により他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、 天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用をするときは、この限りでない。 あらかじめ、 国土交通大臣の許 可を受けなけ なら
- 3 道路法第四 十四条第五項から第七項まで、 第六十六条第二項 から第七項まで及び第六十七条の規定は、 第一項の場合について準用する。

ものとする。 項及び第六項中 とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用」と、同法第六十六条第二項中「前項」とあり、同条第五場合において、同法第四十四条第五項から第七項までの規定中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第五項中「前項の規定による命令」 「第一項」とあり、 並びに同法第六十七条中「前条第一項」とあるのは 「道路整備特別措置法第四十四条第一項」と読み替える

(権限の委任)

第五十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、 任することができる。ただし、第九条第七項及び第十七条第三項の規定による申請に基づく裁定については、 国土交通省令で定めるところにより、 その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委 この限りでない。

○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(妳

(沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務)

第四十四条 (略)

2~4 (略)

- 5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 知法 場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。こ (昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。 補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地

(他人の土地の立入又は一時使用)

- 第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、 ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、 ができる。 又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用すること 測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得
- 2 あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。
- 3 に告げなければならない。 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、 立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者
- 4 出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、 前項に規定する土地に立ち入つてはならな
- 5 項 の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、 その身分を示す証票を携帯し、 関係人の請求があつた場合においては、 これを呈示

しなけ ればならない

- 6 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、国土交通省令で定める。 占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一 時使用しようとする場合においては、 あら かじめ 当該 土地 0
- 7

(立入又は一時使用の受忍)

土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない 、限り、 前 条第 一項の規定による立入又は 一時使用を拒み、 又は妨げてはならない。

○地方道路公社法施行規則 (昭和四十五年建設省令第二十一号)

第十八条 地方道路公社法施行令附録に規定する国土交通省令で定める額は、指定都市高速道路にあつては道路整備特別措置法(地方道路公社法施行令附録に規定する国土交通省令で定める額) された額とする。 は同法第十条第一項若しくは第四項又は第十一条第一項若しくは第四項の許可に際して当該災害が発生した年度の前年度までに償還すべき額と 律第七号)第十三条第一項の認可に際して当該災害が発生した年度の前年度までに償還すべき額とされた額、その他の道路に係るものにあつて

○地方道 路公社 法 (昭和四 十五年法律第八十二号)

第二十一条 その他の管理及びこれに附帯する業務を行なう。 ついて料金を徴収することができる道路の新設、改築、 道路公社は、第一条の目的を達成するため、 維持、修繕、道路法第十三条第一項に規定する災害復旧(以下「災害復旧」という。)設立団体である地方公共団体の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用に

2 道路公社は、第一条の目的を達成するため、前項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行うことができる。

- づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法 ある道路(道路法第三条の高速自動車国道を含む。)の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)に基 株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは他の道路公社(以下「国等」という。)の委託に基づき前項の道路の管理と密接な関連の 前項に規定する地域において、 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、 その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。 (昭和四十四年法律第三十八号)に基づく市街地再開発事業のうち政令で定めるものを行うこと。 西日本高速道路株式会社、 神高速道路
- :項の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他政令で定める施設の建設及び管理を行うこと。
- 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

- Ŧī. る調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。 前項の業務及び前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、 国等の委託に基づき、 道路 (道路法第三条の高速自動車国道を含む。 に関す
- 3 道路公社は、前二項の業務のほか、設立団体の長の認可を受けて次の業務を行うことができる。
- 務所等」という。)を建設し、及び管理すること。 第一項の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、 倉庫その他政令で定める施設 。 以 下
- 第一項に規定する地域において、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行委託に基づき、第一項の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。
- 兀 前号の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他政令で定める施設の建設及び管理を行うこと

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

うこと。

道路公社は、第二項第三号並びに前項第一号及び第四号の業務を行なう場合においては、 国土交通省令で定める基準に従つてしなければなら

(補財金)

第三十条 国は、予算の範囲内において、道路公社に対して、政令で定めるところにより、第二十一条第一 路の建設費等の償還の状況等を勘案して、これに要する経費の一部を補助することができる。 項の道路の災害復旧について、 当該道

2 地方公共団体は、 予算の範囲内において、 道路公社に対して、 第二十一条第一項の道路の災害復旧に要する経費の一部を補助することができ

○地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)(抄)

(補助金の額)

第七条 法第三十条第一項の規定による道路の災害復旧に要する経費に関する補助金の額は、 当該道路ごとに、 附録の式によつて算出した額とす

付録 (第七条関係)

G = (C - (Re1 - Re2) r) R

Gは、補助金の額

Re1 C はは、 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害によつて必要を生じた当該道路の災害復旧に要する経費 当該災害が発生した年度の前年度までにおける当該道路の料金徴収総額 (当該道路に係る割増金、 占用料、 連結料、 負担金、

を除く。 げる費用の合算額を、その他の道路にあつては当該期間における同条第一項第二号から第八号までに掲げる費用(同号の費用にあつては、当 措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)第七条第一項第二号から第七号までに掲げる費用及び当該費用に係る同条第二項第三号に掲 道路管理者(道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。)が要した費用を支弁するのに要する費用 (道路の新設又は改築のために会社(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第一条に規定する会社をいう。以下同じ。) 又は有 :金の額、当該補助に係る額又は当該収入額に相当する額を加算した額)から、指定都市高速道路にあつては当該期間における道路整備特別 .係る法第二十一条第一項の業務に係る料金以外の収入を得たときは、当該徴収に係る割増金、占用料、 滞金を徴収し)及び当該費用に係る同令第七条第一項第九号に掲げる費用の合算額を控除した額 たとき、当該 道 路 の管理に要する経費の一部として国若しくは地方公共団体から補助を受けたとき、又はその他当該道 連結料、負担金、手数料若しくは

号に掲げる費用のうち、当該災害が発生した年度の前年度までに償還すべき額として国土交通省令で定める額。 道路の新設又は改築のために会社又は有料道路管理者が要した費用を支弁するのに要する費用に限る。)並びにこれらの費用に係る同 らの費用に係る同項第三号に掲げる費用のうち、 料金の徴収期間を、Relとする。 指定都市高速道路にあつては道路整備特別措置法施行令第七条第一項第一号に掲げる費用及び同条第二項第二号に掲げる費用並びにこれ その他の道路にあつては同条第一項第一号に掲げる費用及び同項第八号に掲げる費用 ただし、 Rel より大であるとき 項第九 ?(当該

は、

T該地 おける同法第四条の規定による国の負担率に相当する率(設立団体が二以上 該道路に係る災害復旧事業の事業費とみなして、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九:当該地方道路公社を設立団体である地方公共団体と、 Rlと Reの差額に r を乗じた額をCから減じた額(以下「補:料金の徴収期間を、料金の徴収を開始した日から災害が発生した年度の前年度までの期間で除した数値 に係る災害復旧事業の事業費とみなして、 方公共団体 相当する率を、 .が当該地方道路公社に出費した額をそれらの額の合算額で除した率(以下「出資率」という。)を乗じた額をそれぞれ当該 出資率により、 加重平均した率) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を適用した場合における同法第四条の規定による国の の内の率 であるときは、それぞれの地方公共団体ごとに、 (昭和二十六年法律第九十七号)を適用した場合 助基本額」という。)を 補助基本額に